いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月18日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市告示第145号

いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱（令和５年いすみ市告示第121号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　市長は、輸入飼料の価格高騰による厳しい畜産経営の安定的展開に資するため、県産飼料自給体制整備事業実施要領（令和５年３月17日付け畜第1869号千葉県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）に基づき国産自給飼料の生産に必要となる機械等の整備を実施する営農集団等に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。	（趣旨） 第１条　市長は、輸入飼料の価格高騰による厳しい畜産経営の安定的展開に資するため、県産飼料自給体制整備事業実施要領（令和５年３月17日付け畜第1869号千葉県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）に基づき国産自給飼料の生産に必要となる機械等の整備及び二期作・二毛作を実施する営農集団等に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。
（補助対象者） 第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、県要領第４の２に基づく事業実施計画の承認を受けた県要領第２に基づく営農集団等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 （１）　飼料生産規模拡大支援事業　農家３戸以上の団体又は収穫調製作業の受託を業とする民間事業者 （２）　飼料生産性向上支援事業　農家３戸以上の団体又は収穫調製作業の受託を業とする民間事業者 （３）　小規模飼料生産支援事業　農家２戸以上の共同利用又は認定農業者	（補助対象者） 第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、県要領第４の２に基づく事業実施計画の承認を受けた県要領第２に基づく営農集団等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 （１）　整備する機械の利用形態が農家３戸以上の共同利用であること。 （２）　新規に拡大する飼料作物作付面積が延べ10ヘクタール以上であること。
（交付の申請） 第４条　（略） ２　事業実施主体は、前項の申請書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。	（交付の申請） 第４条　（略） ２　事業実施主体は、前項の申請書を提出する場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）の金額が明らかなときは、これを減額して申請しなければならない。
（状況報告） 第７条　交付決定者は、補助事業の遂行状況を報告しようとするときは、補助金の交付決定に係る年度の11月末日現在の状況について、翌月10日までにいすみ市飼料自給体制整備事業遂行状況報告書（様式第５号）により市長に報告しなければならない。	（状況報告） 第７条　交付決定者は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況を報告しようとするときは、補助金の交付決定に係る年度の11月末日現在の状況について、翌月10日までにいすみ市飼料自給体制整備事業遂行状況報告書（様式第５号）により市長に報告しなければならない。

改　正　後

別表（第３条関係）

区分	補助対象経費	補助率等
（１）　飼料生産規模拡大支援事業 ・新規に拡大する飼料作物生産面積が延べ10ｈａ以上であること。	飼料作物生産面積の新規拡大に必要な機械の導入に係る経費の一部（事業費上限額：40,000千円） 【対象機械】 （１）飼料播種用機械 （２）飼料収穫用機械 （３）飼料調製用機械 （４）飼料運搬用機械 （５）家畜ふん堆肥施用機械 （６）その他飼料生産に必要と認められる機械 ※民間事業者にあっては、飼料播種用機械及び家畜ふん堆肥施用機械は対象外とする	・10ｈａ以上の飼料生産面積拡大の場合１／３以内 ・20ｈａ以上の飼料生産面積拡大の場合１／２以内
（２）　飼料生産性向上支援事業 ・飼料生産作業について、５年以上の実績があること ・飼料作物の収穫量（乾物収量）が10％以上向上することが見込まれること	飼料作物の収穫量向上に必要な機械導入に係る経費の一部（事業費上限額：40,000千円） 【対象機械】 （１）飼料播種用機械 （２）飼料収穫用機械 （３）飼料調製用機械 （４）飼料運搬用機械※ ※生産性向上に資すると判断された場合のみ	・10％以上の乾物収穫量向上の場合１／３以内 ・20％以上の乾物収穫量向上の場合１／２以内

改　正　前

別表（第３条関係）

区分	補助対象経費	補助率
１　自給飼料生産機械の導入	次に掲げる飼料作物作付面積の新規拡大に必要な機械の導入に係る経費（事業費上限4,000万円未満） （１）飼料播種用機械 （２）飼料収穫用機械（自走式含む） （３）飼料調製用機械（自走式含む） （４）　飼料運搬用機械（自走式含む） （５）　家畜ふん堆肥施用機械（自走式含む） （６）　その他飼料生産に必要と認められる機械	新規に拡大する飼料作物作付面積が10ヘクタール以上20ヘクタール未満の場合１／３以内 新規に拡大する飼料作物作付面積が20ヘクタール以上の場合１／２以内
２　二期作・二毛作の取組	上記１の補助を受け、かつ、新規に二期作・二毛作に取り組む経費のうち、初年度実施に係る経費	二期作・二毛作の取組面積１ヘクタール当たり９万9,000円 ※10アール未満は切捨てとする。

改　正　後			改　正　前		
（３）小規模飼料生産支援事業 ・中山間地域で新規に拡大する飼料作物生産面積が延べ１ha以上であること ※中山間地域は、農林水産省が実施している中山間地域等直接支払制度の対象地域の通常地域及び特認地域	中山間地域の飼料作物生産面積新規拡大に必要な機械の導入に係る経費の一部（事業費上限額：9,000千円） 【対象機械】 （１）飼料播種用機械 （２）飼料収穫用機械 （３）飼料調製用機械 （４）飼料運搬用機械 （５）家畜ふん堆肥施用機械 （６）その他飼料生産に必要と認められる機械	１／３以内	（新設）		

備考　略

様式第１号　別紙
様式第５号　別紙

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

【改正後】

様式第１号（第４条関係）

いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　所 在 地
団 体 名
代 表 者
電話番号
E-mail

　　年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　円

（内訳）

飼料生産規模拡大支援事業　　円

飼料生産性向上支援事業　　円

小規模飼料生産支援事業　　円

２　添付書類

・事業実施計画書の写し

・その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□個人番号カード　□（　　）

在籍確認　確認者（　　）□（　　）

【改正前】

様式第１号（第４条関係）

いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　所 在 地
団 体 名
代 表 者
電話番号
E-mail

　　年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　円

（内訳）

機　械　導　入　　円

二期作・二毛作　　円

２　添付書類

・事業実施計画書の写し

・その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□健康保険証　□（　　）

在籍確認　確認者（　　）□（　　）

【改正後】

様式第５号（第７条関係）

いすみ市飼料自給体制整備事業遂行状況報告書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

所 在 地
団 体 名
代 表 者
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について、いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

補助事業の区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

【改正前】

様式第５号（第７条関係）

いすみ市飼料自給体制整備事業遂行状況報告書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

所 在 地
団 体 名
代 表 者
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された補助金に係る補助事業について、いすみ市飼料自給体制整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

補助事業の区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

（注）補助事業の区分が二期作・二毛作の場合は、状況写真を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。